

シンポジウム 秘密保護法を監視する ～施行後1年余が経過して見えてきたもの～

日 時：2016年3月26日（土）
午後1時30分～午後4時30分
場 所：愛知県弁護士会館 5階 ホール
主 催：愛知県弁護士会

プログラム

司 会 花木 淳美（秘密保護法対策本部委員）

【開会の挨拶】 愛知県弁護士会 副会長 庄司 俊哉

【基調講演】

- ## ◆「秘密保護法の今」 青島 頸 氏（毎日新聞社社会部記者）

【基調報告】

- #### ◆「秘密保護法成立過程文書訴訟の現状」 新海 聰（愛知県弁護士会 秘密保護法対策本部 事務局長）

【パネルディスカッション】

- ◆ 青島 顕 氏（毎日新聞社社会部記者）
 - ◆ 内田 隆 氏（名古屋オブズマン事務局長）
 - ◆ 新海 聰（愛知県弁護士会 秘密保護法対策本部 事務局長）
 - ◆ コーディネータ 濱嶌 将周（愛知県弁護士会 秘密保護法対策本部 委員）

【閉会の挨拶】 愛知県弁護士会 秘密保護法対策本部 本部長代行 花井 増實

以 上

1, 「大騒ぎするものではなかった？」

□施行1年、2015年12月10日の記者会見から

・菅義偉・官房長官「報道が萎縮するだとか、さまざまな懸念が表明されたが、指摘されたことは全く生じていない」

・金子原二郎・参院情報監視審査会長「そんなに大騒ぎするものではなかったでしょう」「特定秘密指定管理簿を見れば、こういうのが特定秘密だと分かる」

□現状

・逮捕者ゼロ（たぶん）、情報公開範囲変わらず（たぶん）、役所の取材対応は？

□2013年11月10日毎日新聞の「成立したら」は間違いなの？

2, 特定秘密って何？

□条文を読んでみる。 目的は？→1条 定義は？→あれ、3条

□何が秘密？

・安倍晋三首相「(特定秘密の前身の「特別管理秘密」について) 9割が衛星情報。多くが暗号。さらにそれぞれの自衛隊の艦船等、細かい性能も全部秘密になっています」「工作員とかテロリスト、スパイを相手にしていますから、国民は全く基本的には関係ないんですよ」（2014年11月、TBSテレビで）

□特定秘密は「別表」に書かれた4分野（防衛、外交、スパイなどの防止、テロ防止）

23項目の範囲から選ばれる。

□14年12月、最初に指定された特定秘密382件（15年末には+61件で計443件）

内容は（15年3月23日毎日新聞記事ご参照）

「衛星の収集分析対象と識別性能」「画像情報」「海外との連絡の暗号」

「北朝鮮の核開発、ミサイル開発に関する情報」「北方領土問題に関する交渉、協力の方針覚等に関する情報」「外国政府から提供された特定秘密に相当する情報」

3, できるまで

1954年 MSA秘密保護法成立

1985年 国家秘密法案

2007年 日米「軍事情報包括保護協定」（GSOMIA）

09年 麻生政権 法制の骨格（防衛、外交、テロ防止）

11年 有識者会議報告書

13年 特定秘密保護法成立

4. 罰則、範囲

□誰を取り締まるのか

安倍首相「工作員とかテロリスト、スパイを相手にしていますから、国民は全く基本的関係ないんですよ」(2014年11月、TBSテレビで)

→漏らした人、共謀、教唆、扇動

→官僚、報道機関？、国民（－政治家）？

5. 日本国憲法との衝突

会計検査に提供されない恐れ、そもそも秘密保護法は会計検査への提供を想定していたのか。（憲法90条「すべての国の収入支出を検査」。大日本帝国憲法はすべてではなかった）

6. 不十分な監視

政府内の監視機関 165／23万で「合格」 検査文書は省庁側が選んでいた

国会の監視機関 与党の反対で「特定秘密見る必要なし」、内部通報窓口設けず

7. 気になること

ころころ変わった1条 11年に法制局から「立法事実が弱い」と言わされて

→何のために法律が必要なのか、説明できない？

→本当の目的は？ ① 米国の要請 ② 有事への備え・治安

政府・官僚の裁量が大きい 「性善説の法律」？

→不都合のことも含めて本当のことを国民に説明して議論を深めよ

勝手な使われ方をしたらどうなる？

いまより、これから いつか

■資料 特定秘密の保護に関する法律

(目的) 第一条 この法律は、国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大する - 2 - とともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される中で、我が国の 安全保障（国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下 同じ。）に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を 確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定 密密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって 我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

（特定秘密の指定）

第三条 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第四号及び第五号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあってはその機関ごとに政令で定める者を いう。第十一条第一号を除き、以下同じ。）は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和 - 4 - 二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特定秘密 として指定するものとする。（後略）

特定秘密指定管理簿

省庁が特定秘密を指定するとき、①指定日②有効期間と該了日③概要④法律が定めたどの種類の秘密にあたるのか——などを記載して作る帳簿。指定・延長・解除を管理する。特定秘密の監視機関である内閣府の独立公文書管理監や国会の情報監視審査会に提出され、秘密が適切かチェックする作業の資料に使われる。

開示された特定秘密指定管理簿

指定省庁	指定数	主な内容
外務省	19	・情報収集衛星の画像 ・暗号のアルゴリズム(仕組み)、証 ・内閣情報調査室が外因政府と行う安全保障 ・人材情報源(情報の提供者) ・●●●について2013年5月、8月と14年2月に作成された政府が認じる措置・方針
外務省	1	4大臣会合(13、14年)で認した日本版NSCの議論の結論
外務省	23	・特殊部隊の技術・運用 ・情報収集衛星の画像 ・特定有効活動(スパイなど)・テロの実行の ・人の情報源またはその候補 ・海外との連絡用の暗号の建 ・外国政府等から提供された情報
外務省	1	・●●●について13年5月と14年2月に作成された政府が認じる措置・方針
外務省	2	・在米軍の周波数情報で●●●に関するもの
外務省	10	・特定有効活動・テロの防止に向け、外因政府から提供を受けた情報 ・人の情報源 ・特定有効活動の計画・方針・準備情報、特定有効活動を行い、または支援する団体 ・情報収集衛星の画像
外務省	5	・情報収集衛星の画像 ・東シナ海資源開発に関する中国政府との ・北朝鮮・竹島問題に関する外因政府等との ・国外で多数の邦人が生き込まれる恐れのある大規模急事態発生時の邦人退避についての周知団との協力の方針 ・我が国の周辺地域における有事に関する ・外因政府との協議内容 ・北朝鮮による日本人拉致問題で、被害者の ・安全確保、真相究明、実行犯の引き渡しを目的とした外因政府等との交渉、収集した情報 ・北朝鮮による核・ミサイル開発の収集情報 ・日米安保体制下の日米間の協力に関する ・検討・確認、協議等 ・米側から提供された秘密軍事情報 ・暗号のアルゴリズム仕様書
外務省	15	・情報収集衛星の画像 ・外因政府との情報協力業務で提供された情報
外務省	4	・情報収集衛星の画像
計	140	

また、内閣官房・総務省・法務省の計五つの秘密管理機関は昨年9月、「特定秘密の監視機関の職名も黙認の上に、入手可能な他の情報と併せて、秘密の内容が容易に推察されてしまう恐れがある」と説明した。法務省は原則として最も長い期間で「5年」と定めることのできるうちで最長の期間だ(5年)と指定された。5年は一度に定期的に定めることのできるうちで最長の期間だ(5年)と定めると説明しているが、5年未満の指定期間は原則として最長3年まで更新可能。内閣官房は昨年9月、最も短い期間を定める」と説明していたが、5年未満の指定期間を定めたのは海上保安庁の「外因政府から提供された情報」(2年間)1件だけだった。

内閣官房・外務省・総務省など10省庁が計387件指定した。「一つの情報」を1件と指定され、一件の情報には数 dozen の文書が含まれるものもあるため、文書単位の特定秘密は40万前後とみられる。今回開示されたのは、防衛省除

文書単位では40万前後

く9省分の特定秘密の概要を記した文書で、民主党の後藤祐一衆院議員

特定秘密の検証 指定管理簿に限界

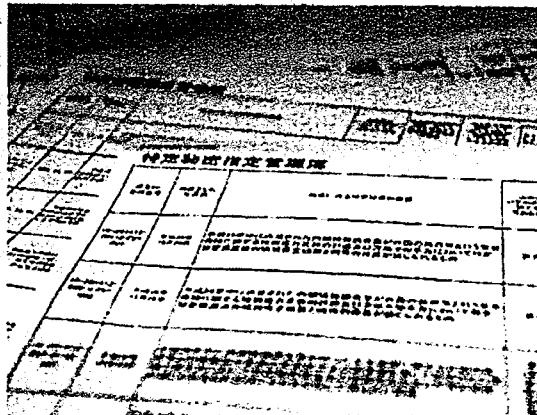
[9省庁分140件公開]

昨年12月の特定秘密保護法の施行を受けて指定された特定秘密の概要をリストにした「指定管理簿」=●のうち、140件分が明らかになった。「情報収集衛星の画像」「北方領土の交渉内容」など内容がある程度分かるものがある一方で、「テロの実行の意思・能力に関する情報」などわかりにくい記載もあった。管理簿を特定秘密の検証の手がかりとするには限界がありそうだ。

【岸島聰、和田武士】

▲が請求した。140件のうち内閣官房の情報収集が撮影した国際化や、暗号に関する情報が6割以上を占めた。外務省・北方領土・竹島問題・北朝鮮のバイなどを、テロの実行の意思・能力に関する情報、公安調査庁は「特定有効活動の計画・方針・準備情報」を指定した。

▲を指定した。これを「報」などを指定した。これらの記載を貪り、具体的にどのような秘密が含まれるかは分からぬ。指定管理簿は内閣府や国会の監視機関で定期的に提出され、監視機関は管理簿の記載を手がかりにチェックすることになっている。指定管



開示された特定秘密指定管理簿。「情報協力業務の計画及び方法」など具体性に欠ける記載が目に付く

書き方見直す必要

春名幹男・早稲田大客員教授

麻生太郎内閣時代の2009年に秘密保全法制定を検討した

「情報保全の在り方に
關する有識者会議」の
メンバーだった春名幹

が講じる招集又はその方針」としか分からない。特定秘密管理者の官職も黒塗りにしている。

また、国家安全保障会議の秘密は1件だけで、昨年と一昨年の会議の「結論」としか書いていない。そのため、この秘密は1回の会議のものなのか、あるいは複数の会議のまとめなのか、そんな基本的なことも不明のままだ。

このままで、秘密指定が妥当かどうか、あるいは、いつ秘密解除すべきか、全く判断などできないし、過度の秘密指定をチェックすることなど不可能と思われる。書き方を見直す必要があるだろう。

男・早稲田大客員教授(インテリジェンス論)=写真=が開示文書を読んで、コメントを寄せた。

技術的な情報を別にすれば、指定管理簿に記述されている「特定秘密の概要」が抽象的すぎると思う。

例えば法務省の秘密は1年前と2年前に作成した「政府

▲が定期的に提出される監視機関は、管理簿の記載を手がかりにチェックすることになっている。指定管

▲にも黒塗り部分

